

令和5年度インボイス制度に関する改正（その2）

2023(R5)年10月1日より、適格請求書保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が開始します。今回は2023(R5)年の税制改正のうち、事業者の事務負担の軽減のために新設された「少額な値引き・返品等(税込 1万円未満)」に係る返還インボイスの交付義務の免除について紹介します。

少額な返還インボイスの交付義務の免除（全ての事業者が対象）

【制度の概要】

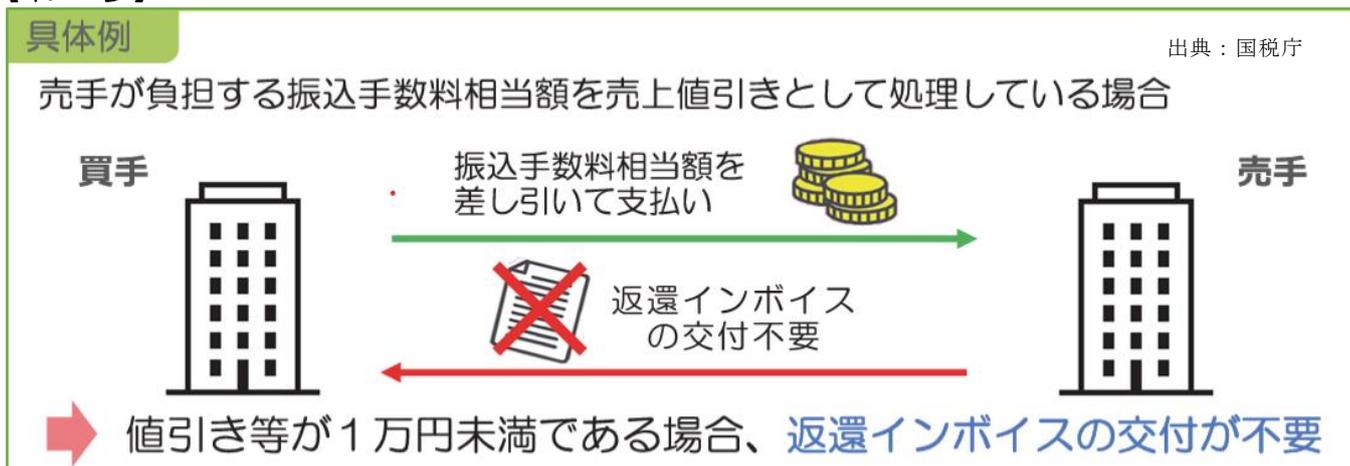
インボイス制度の前提:インボイス制度では、売手・買手が消費税に係る処理を相互に確認するため、通常の取引の他、値引き・修正についてもインボイスを交付することになります。

- ①適格請求書発行事業者(売手)は、取引の相手方(買手 課税事業者)の求めに応じて、インボイス(適格請求書)を発行し、その写し(控え)を保存
- ②売手と買手の税率と税額を一致させるため、売手は値引き・返品がある場合に「返還インボイス」、金額等を訂正した場合には「修正インボイス」を交付する義務があります。

例えば、買手の都合で決済時に差引かれた振込手数料相当額や、一定割合・端数の値引きがある場合であっても、売手側で「返還・修正インボイス」を発行する事務負担が生じることとなります。

今回の税制改正により、上記の取引であっても、少額な値引き・返品等(税込 1万円未満)について売手の「返還インボイス」の交付が不要となりました(企業規模の制限、期限は無く、恒久的な措置)。

【イメージ】



【留意点】

①値引き(振込手数料相当額)の消費税の処理

従来、支払側(買手)が差し引いた振込手数料相当額は、受取側(売手)が「支払手数料」として経理処理し、振込手数料相当額を「課税仕入」として消費税の事務処理していたと推測します。しかし、インボイス制度開始後(2023(R5)年、10月1日以降)からは、受取側(売手)は「売上値引き」として経理処理して「課税売上の値引き・返品」として消費税を事務処理することが推奨されます。特に消費税の事務処理について、ご使用の会計システムで用いる「消費税コード」をご確認頂きますようお願い致します。

②振込手数料の負担者の確認

今までの慣習で、取引代金の支払い時に「振込手数料」を売手側負担としてきたことも多いと推測されます。インボイス制度の開始を機に、振込手数料を支払側、受取側の何れが負担すべきか取引相手と確認しておくことが望まれます(下請法の規制を受ける会社にあっては、特に留意する必要があります)。

@9月の予定

- 9/11・8月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 10/2・7月決算法人の確定申告
- ・1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

